



規程の一部変更について

標記の件につき、東洋水産健康保険組合第126回組合会にて、可決しましたので、以下の通り公示します。

変更趣旨

現行の子宮がん・乳がん検診のオプション検診補助額の引上げ（現行@4千円→@7千円）を見直すにあたり、それ以外も含めて補助支給額が、明文化されていなかったため、規程化をすることとし、同時に、実態に即さない第5条の訂正および健康診断等の範囲、支給要件等を含めて各種検診の補助支給額を別表にてまとめた形で規程の構成を変更する。

施行日：令和7年4月1日

新 旧 対 照 表

健康診断等補助金支給規程	
新	旧
(健康診断等の範囲) 第2条 組合が補助する健康診断等の範囲は次別表のとおりとする。 人間ドック、脳ドックは別途規程を参照とする。 1 被扶養者健康診断 2 子宮がん検診 3 乳がん検診 4 脳ドック検診 5 その他理事長が指定するもの	(健康診断等の範囲) 第2条 組合が補助する健康診断等の範囲は次のとおりとする。 1 被扶養者健康診断 2 子宮がん検診 3 乳がん検診 4 脳ドック検診 5 その他理事長が指定するもの
(補助金の支給要件) 第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診等を行なったとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次別表の要件を満たしていなければならない。 1 被扶養者健康診断 被扶養者に限る。 2 子宮がん検診 25歳以上に限る。 3 乳がん検診 25歳以上に限る。 4 脳ドック検診 40歳以上に限る。	(補助金の支給要件) 第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診等を行なったとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。 1 被扶養者健康診断 被扶養者に限る。 2 子宮がん検診 25歳以上に限る。 3 乳がん検診 25歳以上に限る。 4 脳ドック検診 40歳以上に限る。
(補助金の支給限度額等) 第4条 補助金は、第2条の範囲に基づき受診者等1人当たり年1回とし、補助額については、その属する年度の予算額の範囲内で、年度当初に理事長が定める額とする。別表の通りとする。	(補助金の支給限度額等) 第4条 補助金は、第2条の範囲に基づき受診者等1人当たり年1回とし、補助額については、その属する年度の予算額の範囲内で、年度当初に理事長が定める額とする。
(支給申請手続等) 第5条 補助金の請求は、組合所定の補助金請求書・実施報告書に領収書を添付し、事業所長（本社においては部長）の実施証明印を受けた後、を受けるに必要な書類を組合に申請するものとする。 2 組合の指定医療機関（契約医療機関）で実施した場合は、前項の請求書・実施報告書により、実施の報告をするものとする。窓口精算時において、健保補助額が控除されるので申請は不要とする。 3 前項による補助金の支給は、組合が受診者を確認のうえ、指定医療機関（契約医療機関）に支払うことによって支給するものとする。	(支給申請手続等) 第5条 補助金の請求は、組合所定の補助金請求書・実施報告書に領収書を添付し、事業所長（本社においては部長）の実施証明印を受けた後、組合に請求するものとする。 2 組合の指定医療機関（契約医療機関）で実施した場合は、前項の請求書・実施報告書により、実施の報告をするものとする。 3 前項による補助金の支給は、組合が受診者を確認のうえ、指定医療機関（契約医療機関）に支払うことによって支給するものとする。

【別表】

検査内容	支給要件	健保補助上限額
生活習慣病健診	40歳以上の被扶養者 30歳及び35歳以上任意継続被保険者（退職後、継続加入者）	健診費用から¥3,000を引いた金額
一般健診	40歳以下の被扶養配偶者	¥4,500
乳がん	25歳以上の被保険者及び被扶養者	¥7,000
子宮がん	25歳以上の被保険者及び被扶養者	¥7,000
前立腺がん	50歳及び55歳以上の被保険者及び被扶養者	全額健保負担
甲状腺検査	35.40.45.50.55.60.65.70歳の節目歳	¥4,000
肝臓検査	40歳時	全額健保負担